

改正 平成30年12月12日

（目的）

第1条 この規程は、学校法人学習院（以下「本院」という。）の設置する各学校に在学する学生・生徒・児童・園児（以下「学生・生徒等」という。）が、国、地方自治体その他団体等が行う大会又はコンクールに個人又は団体で参加し、優秀な成績をおさめた場合、又は学習院長（以下「院長」という。）が、特に表彰に値すると認めた場合は、次の基準により、表彰することを目的とする。

（表彰の種類）

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- 一 文化活動賞
- 二 スポーツ活動賞
- 三 特別賞

（表彰基準）

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当すると院長が認めた個人又は団体について行う。

- 一 文化活動賞
 - イ 個人又は団体で参加し、学術文化の分野における国際的又は全国的な大会・コンクール等において優秀な成績をおさめた場合
- 二 スポーツ活動賞
 - イ オリンピック又は世界大会に、日本代表として出場したとき。
 - ロ 国民体育大会その他スポーツ・体育における全国大会等において、優秀な成績をおさめた場合
- 三 特別賞
 - イ 人命救助その他学生・生徒等の模範となる行為を行い、院長が表彰に値すると認めた場合

（表彰の方法）

第4条 表彰は、表彰状と記念品の授与をもって行う。

（表彰を授与される個人又は団体の決定）

第5条 表彰を授与される個人又は団体は、原則として学校長の推薦に基づき院長が決定する。

（申請手続）

第6条 表彰を授与される個人又は団体を推薦しようとする学校の長は、別に定める「表彰候補推薦書」を院長宛に提出するものとする。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、院長が定める。

（改正）

第8条 この規程の改正は、科長会議の議を経て院長が行う。

附 則

この規程は、平成4年1月8日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年12月12日から施行する。